

令和7年度 北塩原村会計年度任用職員（除雪作業員）募集のお知らせ

＜会計年度任用職員とは＞

地方公務員法第22条の2の規定に基づき、一会計年度内に任用される非常勤一般職の職員です。
これまで、嘱託職員・臨時職員として任用してきた職が「会計年度任用職員」として任用されます。

1 募集について

- 募集受付期間 令和7年8月22日（金）～令和7年9月5日（金）
- 募集内容 下記のとおり
- 募集人数と主な作業場所

- 北山地区内を担当する作業員2名：下吉地区、谷地地区、北山地区
- 大塩地区内を担当する作業員5名：大塩地区、大久保地区、上川前地区、下川前地区
- 裏磐梯地区内を担当する作業員1名：剣ヶ峯地区（公共施設周辺）

職種	職務内容	募集人数	勤務時間		勤務日数	休日	支給額	必要資格等	勤務場所
			1日	時間帯					
除雪作業員	村道除雪作業等	8名	7時間45分	(通常時) 8:30～17:15 (早朝勤務時) 6:00～15:15	週5日	土日祝	月額 237,600円 ～	普通免許 大型特殊免許 車両系建設機械運転技能講習修了	建設課

※ 勤務時間及び勤務日は、降雪の状況により変動します。（年末年始、土、日、祝祭日の勤務あり）

※ 資格は、既に取得している者又は11月中旬まで取得を有することが可能な者とします。

2 任用期間

- 令和7年12月1日～令和8年3月31日までとなります。
- 勤務成績が良好な場合、任用された年度を超えても2回（3年間）を限度として再度の任用を行うことがあります。その後も勤務を希望する場合は、再度公募による選考となります。

3 勤務条件等

- 村の規定により、時間外勤務手当等が支給されます。（配置箇所によっては通勤手当が該当します）
- 休暇制度として、年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等があります。
- 社会保険については共済組合制度へ加入することとなります。
- 村の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
- 地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。
- 給与支給日は毎月21日です。（21日が土日祝日の場合、その前日となります。）

4 申込資格

- 年齢・学歴は問いません。
※北塩原村に居住している者であること。
- 地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に基づき、以下に該当する方は申し込み出来ません。
※禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
※北塩原村職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
※日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（注）地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

5 申込方法

北塩原村所定の会計年度任用職員応募申込書に必要事項を記入し、持参又は郵送（9月5日まで【当日消印有効】） ※応募申込書はホームページ又は窓口で交付します。

- 持参の場合・・・建設課 平日8時30分から17時15分まで
- 郵送の場合・・・宛て先 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地
「北塩原村役場 建設課」

【申込時の注意事項】

- 1 資格要件に必要な資格が記載されている職種は、資格・免許の写しを添付して下さい。
- 2 書類不備の場合は、受け付け出来ません。
- 3 提出された書類は返却しません。予めご了承下さい。

6 選考について

書類審査、面接により選考します。
※書類審査後、面接について、適宜実施する場合はご連絡します。

7 その他

会計年度任用職員募集等について不明な点は、下記までお問合せ下さい。
北塩原村役場建設課 担当者：佐藤 0241-23-3261